

令和7年1月農業委員会総会議事録

令和7年1月27日午後2時00分、令和7年1月農業委員会総会を弘前パークホテル4階「ラ・メエラ」に招集する。

出席委員 24名

1番	金田 公隆	委員	2番	藤田 善明	委員	3番	岩谷 裕子	委員
4番	佐藤 修司	委員	5番	川村 陽彦	委員	6番	須藤 秀人	委員
7番	種澤 達也	委員	8番	町田 高司	委員	9番	石岡千鶴子	委員
11番	小林 政貴	委員	12番	小田桐 明	委員	13番	石岡 人志	委員
14番	福士 章逸	委員	15番	小嶋 勇成	委員	16番	木村 芳文	委員
17番	平井 秀樹	委員	19番	佐藤 剛郎	委員	20番	大湯茂八郎	委員
21番	戸澤 幸彦	委員	22番	高橋 貴志	委員	23番	田村眞裕美	委員
24番	成田 毅	委員	25番	朮森 弘義	委員	26番	前田 優考	委員

欠席委員 2名

10番	三上 浩太	委員	18番	成田 繁則	委員
-----	-------	----	-----	-------	----

出席事務局 9名

事務局次長	佐藤 祝幸	事務局次長補佐	伊藤 靖記
事務局農地調整係長	曾根奈美子	事務局総括主幹兼総務係長	高橋 貢
事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田智恵子	事務局総括主幹	石田 剛
事務局岩木分室主幹	浅利 敏江	事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏
事務局農地利用促進係総括主査	岡本健太郎		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第1号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第2号	農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第5号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第6号	引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）
議案第7号	引き続き特定貸付を行っている旨の証明について（贈与税及び不動産取得税）
議案第8号	令和7年農作業臨時雇用標準賃金について
議案第9号	弘前市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部改正について

報告第1号	農農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	市街化区域内の農地転届出の受理及び通知について
報告第3号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第4号	非農地の判断について

事務局次長

会議を始める前に皆様をお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和7年1月農業委員会総会を開会いたします。なお、本日、成田会長は、青森市で開催されております「青森県10市農業委員会協議会」に参加されているため、欠席でございます。それでは、開会に先立ちまして、前田優考会長職務代理者から挨拶及び諸般の報告がございます。

会長職務代理者

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会議案の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条第1項及び農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、前田会長職務代理者に務めていただきます。前田会長職務代理者、よろしく申し上げます。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。欠席者の通告があります。議席番号10番三上浩太委員、18番成田繁則委員の2名であります。ただいまの出席者数は24名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。21番戸澤幸彦委員、22番高橋貴志委員、23番田村眞裕美委員、以上3委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の曾根奈美子係長を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。議案第1号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1ページをお開き願います。議案第1号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件2,279㎡、畑19件125,683.24㎡、合計21件127,962.24㎡であります。また、使用収益権関係では、田21件104,892.05㎡、畑13件118,419.38㎡、合計34件223,311.43㎡であります。このうち、第3条第3項関係が、田3,395㎡、畑3件52,150.38㎡、合計3件55,545.38㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る1月9日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、石岡千鶴子委員、三上浩太委員、小林政貴委員、それに私、木村であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。3ページをお開きください。所有権関係、受付番号138番について申し上げます。譲受人は、これまで、申請地で父とともにりんごや野菜を栽培しておりましたが、主たる耕作者である父が高齢になったため、所有する農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は父の指導の下、自家消費用の野菜を栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。6ページをお開きください。所有権関係、受付

調査委員長

番号 145 番について申し上げます。譲受人は長年、申請地で兄とともに農作業に携わっていましたが、兄が亡くなったことにより、今後は自身で農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は姉、娘とともに自家消費用の野菜や果物を栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。所有権関係、受付番号 147 番について申し上げます。譲受人は、これまで会社経営を行っていましたが、経営を妻に譲り、以前から興味があった農業経営を行うため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は長年農業に従事してきた母の指導の下、自家消費用の野菜を栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。9 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 156 番について申し上げます。譲受人は、実家が農家であり、両親とともに、りんごや野菜の一連の農作業に携わっていましたが、今後、自身で農業経営をするため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は父の指導の下、りんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。19 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 202 番について申し上げます。借受人である法人の構成員は県外在住ではありますが、全員農作業に携わった経験があり、農作業時は弘前へ滞在することとしております。また、理事の 1 人が、農業法人で高密度りんご栽培に携わり、経験を十分に積むことができたことから、高密度栽培を行うため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は貸付人の指導の下、りんごを栽培するとのことから技術力等、特に問題はないと判断しました。25 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 212 番から 27 ページ受付番号 214 番の、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人である法人は令和 6 年 9 月に設立しましたが、申請地で 60 年前から、個人経営により野菜等の苗を生産しております。今回、法人化したことから、申請地を借受することとなり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にして野菜等の苗を栽培するとのことから技術力等、特に問題はないと判断しました。又、農地法第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第 3 項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第 4 項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議 長

それでは、議案第 1 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 1 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 1 号については、許可することに決定いたします。次に、議案第 2 号を議題といたします。議案第 2 号は「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

29 ページをお開き願います。議案第 2 号は、「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び

事務局次長	第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものがあります。今会議に提出されました件数と面積は、田2件2,644㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。31ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号11番及び12番は、農地区分が第1種農地で原則不許可となる農地区分ではありますが、転用目的であるドライブインは、主要地方道弘前鱒ヶ沢線の沿道に建設されるものであり、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を内部に備えている施設で、不許可の例外となる「特別の立地条件を必要とする事業に供する場合」に定められている休憩所に該当することから、転用許可基準に係る立地基準は満たすものであります。その一方で、借受人がドライブインを建設するための許可申請において、申請に必要な添付書類である土地賃貸借契約書は、許可申請書に記載された借受人とは別の者であり、土地賃貸借契約書と申請内容が一致しないことから、農地法第5条許可の要件を満たさず、不許可相当であると考えられました。以上報告します。
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (なし)
議長	それでは、議案第2号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (なし)
議長	議案第2号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第2号は不許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第3号を議題といたします。議案第3号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	33ページをお開き願います。議案第3号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業等に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田6件12,172㎡、畑16件65,990㎡、合計22件78,162㎡であります。また、使用収益権関係が、田8件35,625㎡で、農地中間管理事業によるものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用

調査副委員長	<p>権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。40 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 114 番及び 115 番、42 ページ、使用収益権関係、受付番号 62 番から 43 ページ、受付番号 65 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。41 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 58 番から 43 ページ、受付番号 65 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 3 号の計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>議案第 3 号の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議案第 3 号の計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第 4 号を議題といたします。議案第 4 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>45 ページをお開き願います。議案第 4 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 16 件 35,060 ㎡、畑 32 件 96,487 ㎡、合計 48 件 131,547 ㎡であります。今回提出されました 48 件につきましては、所有者等からの申出により、地区を担当若しくは所有者から指名を受けた農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 48 件が整ったものであります。47 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 125 番及び 126 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。59 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 172 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たすものであります。以上であります。</p>
議長	<p>利用調整をした委員から補足説明ありませんか。</p>

(な し)

岩谷裕子委員 <議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(岩谷裕子委員退席)

議 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に47ページ、所有権関係、受付番号127番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 議案第4号のうち、所有権関係、受付番号127番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、議案第4号のうち、所有権関係、受付番号127番については、原案のとおり要請することに決定いたします。岩谷委員の着席をお願いします。

(岩谷裕子委員着席)

佐藤剛郎委員 <議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(佐藤剛郎委員退席)

議 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に55ページ、所有権関係、受付番号158番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 議案第4号のうち、所有権関係、受付番号158番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、議案第4号のうち、所有権関係、受付番号158番については、原案のとおり要請することに決定いたします。佐藤剛郎委員の着席をお願いします。

(佐藤剛郎委員着席)

議 長 それでは、議案第4号のうち、所有権関係、受付番号127番及び158番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 議案第4号のうち、所有権関係、受付番号127番及び158番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、議案第4号のうち、所有権関係、受付番号127番及び

議 長

158 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
次に、議案第 5 号を議題といたします。議案第 5 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

61 ページをお開き願います。議案第 5 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が 2 件 2,679 m²、農用地区域内の用途変更が 2 件 4,875 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。63 ページをお開きください。弘前市農用地指定除外の整理番号 1 番は、除外後の農地区分は第 1 種農地で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「既存施設面積の 2 分の 1 を超えない拡張」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。整理番号 2 番は、農地区分は第 1 種農地で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「集落に接続して設置する住宅」であることから、転用許可基準を満たすものであります。64 ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号 1 番及び 2 番は、農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議 長

それでは、議案第 5 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 5 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 5 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。

次に、議案第 6 号を議題といたします。議案第 6 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

65 ページをお開き願います。議案第 6 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第 23 条の 7 第 42 項及び地方税法施行規則附則第 4 条第 3 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。農業を営むものが農業後継者となる推定相続人の 1 人に一括贈与した時は、農業後継者に課税される贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができ、贈与者または受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税及び不動産取得税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、初めて特例を受けた日、又は、前回届け出をした日から 3 年を経過する日までに、弘前税務署長または中津地域県民局長に提出することになっております。この届出書には、農業委員会の発

事務局次長 行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。今会議に提出されました6件につきましては、農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められたものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から、本日令和7年1月27日までの期間について証明するものであります。以上であります。

議 長 それでは、議案第6号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 議案第6号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、議案第6号は原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第7号を議題といたします。議案第7号は「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 69ページをお開き願います。議案第7号は、「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について」であります。提案理由は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地について、同法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける特定貸付けを引き続き行っている旨の証明書、及び、地方税法附則第12条第1項の適用を受ける農地等に係る特定貸付を引き続き行っていることの証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。租税特措法又は地方税法により、農業を営んでいた贈与者から農地等の一括贈与を受け、農業を継続する場合には、受贈者に課税される贈与税又は不動産取得税の納税猶予等の特例を受けることができ、一定の要件に達した時は、その贈与税又は不動産取得税は免除されますが、受贈者が、その猶予の適用を受ける農地を、農地中間管理機構に貸付する、いわゆる特定貸付けを行っている場合は、引き続き特定貸付けを行っている旨の農業委員会の証明書を、弘前税務署長及び、中南地域県民局県税部に提出する必要があるため、受贈者から農業委員会に証明の願い出があったものであります。今会議に提出されました1件につきましては、農地台帳の確認により、設定している特定貸付けが、現在まで継続していることを確認したため、引き続き特定貸付けを行っていると判断したものであります。以上のことから、特定貸付けの始期から、本日、令和7年1月27日までの期間について証明するものであります。以上であります。

議 長 それでは、議案第7号について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。

(な し)

議 長 議案第7号は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、議案第7号は原案のとおり発行することに決定いたします。

次に、議案第8号を議題といたします。議案第8号は、「令和7年農作業臨時雇用標準賃金について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 71ページをお開き願います。議案第8号は、「令和7年農作業臨時雇用標準賃金」についてであります。提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に

事務局次長

資するため、農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号の規定に基づき、「令和7年農作業臨時雇用標準賃金」を設定することについて、本会の審議を求めるものであります。毎年1月に改定している農作業臨時雇用標準賃金であります。本年の内容を72ページのとおり改定しようとするものであります。なお、内容につきましては、広報委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

広報委員会の報告をお願いします。

広報委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る1月16日、広報委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、高橋貴志副委員長、田村眞裕美委員、三上浩太委員、種澤達也委員、それに私、藤田が、農業委員の皆さまから提出されました令和6年農作業臨時雇用標準賃金調査の結果を基に、令和6年10月5日に改定されました青森県最低賃金に配慮し、検討いたしました。議案書の73ページの算定資料をご覧ください。「雇用賃金」の各項目の金額ですが、これまでは「1日(8時間)当たりまかない抜き」の記載でしたが、その下のオペレーターと同じく、「1時間当たりまかない抜き」としております。県の最低雇用賃金額が令和6年10月から898円から953円と55円増額されており、「整枝せん定」で1時間当たり250円、調査結果による実勢額が、「田植え」、「稲刈り」、「農作業一般」が200円、それ以外の作業で100円増額としました。次に、「オペレーター」の項目の金額ですが、全項目において昨年より100円から200円増額となりました。続きまして、74ページをご覧ください。次に、「請負料金」の額については、昨年より低い金額となったものは昨年と同額に据え置いております。各項目の金額についてですが、「稚苗付き」のみが据え置きで、そのほかの項目は100円から1,700円の増額となりました。今後も委員の皆様には地域の雇用賃金の実勢額を注視していただき、次回の農作業臨時雇用標準賃金調査の際に変動が生じている場合は、その実勢額についてご回答いただくようお願いいたします。以上、「令和7年農作業臨時雇用標準賃金」について、72ページのとおり設定しようとするものであります。以上であります。

議 長

それでは、議案第8号について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第8号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第8号は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第9号を議題といたします。議案第9号は「弘前市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部改正について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

75ページをお開きをお願いします。議案第9号は、弘前市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部改正についてであります。提案理由は、農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正に伴い、「弘前市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則」を76ページのとおり定めたいので、本会の承認を求めるものであります。77ページの新旧対照表案で改正点について説明いたします。表の左側が改正後、右側が改正前で、変更部分に下線を記載しております。まずは、第3条の能率給の財源です。能率給の財源である農地利用最適化交付金は、国から「委員等の実績に応じた交付金」と「農業委員会の実績に応じた交付金」に分けて交付されておりますが、「農業委員会の実績に応じた交付金」

事務局次長	<p>は委員報酬の財源にできない旨、実施要綱が改正されたことに伴い、本条文を改正するものであります。また、このことを受けて第5条関係につきましても、所要の改正をするものであります。なお、第7条については、文言の整理をするものであります。以上であります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第9号について、御審議願います。御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>議案第9号は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第9号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。</p>
事務局次長	<p>79ページをお開き願います。報告第1号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田10件62,942㎡、畑17件173,634.58㎡、合計27件236,576.58㎡であります。なお、届出理由につきましては、81ページから84ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。</p>
議 長	<p>報告第1号について、御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>次に、報告第2号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。</p>
事務局次長	<p>85ページをお開き願います。報告第2号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第7号による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項の規定に基づき、その旨通知したので本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑1件438㎡であります。なお、届出理由につきましては、87ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。</p>
議 長	<p>報告第2号について、御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>次に、報告第3号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。</p>
事務局次長	<p>89ページをお開き願います。報告第3号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田15件54,033.05㎡、畑12件71,061㎡、合計27件125,094.05㎡であります。なお、解約理由につきましては、91ページから93ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。</p>

議 長 報告第 3 号について、御質問等ございませんか。
(な し)

議 長 次に、報告第 4 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 95 ページをお開き願います。報告第 4 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 2 筆 579 m²であります。以上であります。

議 長 報告第 4 号について、御質問等ございませんか。
(な し)

議 長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 14 時 52 分]